

FAQ(よくある質問)

1. 番号分類請求又は自己番号分類報告は、誰が提出する必要があるのですか？

- ・特定の米国原産の暗号製品を輸出するいかなる当事者も番号分類請求及び／又は自己番号分類報告を提出することが義務付けられる可能性があります；しかし、製造業者が関連する品目を自己番号分類しているか、BIS により番号分類されている品目を有しており、その番号分類を他の当事者（例えば、再販業者及びその他の輸出者／再輸出者）に入手できるようにしている場合、上記のその他の当事者は番号分類請求を提出したり、年次自己番号分類報告を提出する必要はありません。

2. 私が暗号製品メーカーでない場合、暗号製品を輸出したり、再輸出することに対して、私にはどのような責任がありますか？

- ・暗号品目の製造者でない輸出者又は再輸出者は、番号分類された暗号品目を輸出又は再輸出する際に、製造業者により発行されている自己番号分類又は CCATS に依存することができます。BIS への別個の貨物番号分類請求又は自己番号分類報告の必要はありません。

3. 製作者又はメーカーから品目の輸出規制分類番号(ECCN)を入手できない場合、何をしなければなりませんか？

4. 私は、暗号を組み込んでいる品目の開発者です。私の製品に他の誰かの暗号を組み込んでいる場合、彼らの暗号品目の番号分類が、私が開発している製品に適用されるのでしょうか？

- ・いいえ。あなたの品目の番号分類は、あなたが組み込んでいる暗号の番号分類によっては決まりません。あなたの製品は、独立した品目として別個に番号分類されなければなりません。

5. 一度 BIS から番号分類を受取っている場合、新しい番号分類が必要でしょうか？

- ・740.17(b)(2)及び(b)(3)にリストされる品目のみ番号分類が必要です。それらの品目については、暗号機能の変更又は他の技術特性が許可例外 ENC の適格性に影響を及ぼす場合（例えば、暗号化スループット）、新たな番号分類が必要となります。その他の変更（パッチ、アップグレード又はリリースを含む）、名称の変更については、新たな番号分類は不要です。
- ・740.17(b)(1)で規定される品目は、ENC が適格であるとする番号分類は不要です。

6. 740.17(b)(1)項の認可のためには、part742 付則6は必要でしょうか？

- ・あなたが 740.17(b)(2)項又は(b)(3)項で規定する品目の番号分類を請求しようとする場合、番号分類請求が必要です。あなたが 740.17(b)(1)項で規定する品目（言い換えれば、その品目が 740.17(b)(2)又は(b)(3)のいずれの項でも 規定されていないもの）の番号分類を請求しようとする場合、付属書類として 付則6の質問事項は必要とされません。その品目が 740.17(b)(1)項で規定されると BIS が判定するのに十分なその品目についての情報（例えば、技術データシート及び／又は別個の弁明書でのその他の説明）を提供してください。あなたの製品が 740.17(b)(1)として認可されるか確信が持てない場合、及び 740.17(b)(1)で認可されることについて BIS に確認したい場合、あなたの請求に添付する part742付則6で示される質問事項への提示する回答は、この決定を行うのに十分な情報を BIS に提供しなければなりません。

7. 5A992/5D992 a 及び b、並びに 5E992.a は、削除されました。これらの削除された ECCNs の一つに基づいて発行された CCATS をすでに持っている場合、どうなるでしょうか？

- ・これらの ECCN の削除の前に 5A992/5D992 a 及び b、並びに 5E992 に対して発行された番号分類は、該当する場合、他のエントリー（例えば、5A992）又は EAR99 に番号分類される可能性があります。新しい CCATS は不要です。

8. 2016年9月20日に改正された規制の前に提出されたマスマーケット暗号の認可はどうなるのでしょうか？

- ・2016年9月20日の最新の規則の変更の前に 742.15(b)(1)又は(b)(3)のもとに発効されたマスマーケット暗号の認可は、740.17(b)(1)及び(b)(3)でそれぞれ見出せる新たに設置されたマスマーケット暗号条項のもとに引き続き認可されています。単に品目が 742.15 から 740.17 へ移った理由だけでは、新しい番号分類は不要です。

9. EAR の"OAM"の定義には、ネットワークセキュリティのモニタリング機能を実行する際に暗号を使用することが含まれますか？

- ・いいえ。"OAM"の定義には、"ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理"が含まれています。BIS は、ネットワークセキュリティの監視又はネットワークフォレンジック[ネットワークトラフィックの証拠収集および分析]機能を、稼働状態又は性能の監視又は管理の一部であるとはみなしていません。"ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理"のフレーズは、コンピュータ又はネットワーク能力をもつデバイスを適切な動作状態に保持することに関連するあらゆる動作（以下の動作を含む）を包含することを意味しています：
 - 品目の機器構成を行うこと； そのソフトウェアのチェック又はアップデート；

デバイスのエラーのモニタリング又は故障の表示；品目の試験、診断又はトラブルシューティング；帯域幅、速度、保存領域（例えば、空きディスク容量）及びプロセッサ／メモリー／電力利用の計測；

使用可能時間／中断時間のロギング；並びに サービス品質(QoS) 指標及びサービス内容の合意書関連データの取り込み又は計測。

- ・しかし、"OAM"の定義は、フォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて実現させる暗号機能には適用されません、例えば：

内容を明らかにしたり分析するためにネットワークトラフィックを解読すること（例えば、パケットインスペクション及びIP プロキシサービス）；

サイバーセキュリティ関連データ（例えば、フォワーディングプレーンにおいてモニターされたネットワークトラフィックから抽出されたアクティビティシグネチャ、指標若しくはイベントデータ）を暗号化すること；又は

取り込まれたネットワークアクティビティの再送信の安全を確保すること。

- ・ゆえに、そのようなネットワークセキュリティの監視又はネットワークフォレンジックの動作のために暗号を使用する製品、又はこれら暗号サービスを備える製品は、OAM の適用除外の(l)若しくは(m)、又は 5D002.c の注によっては除外されません。
- ・同様に、"OAM"の適用除外は、ネットワークを横断するデータに向けられたセキュリティ動作（例えば、害を及ぼす可能性があるネットワーク動作のキャプチャリング、プロファイリング、追跡若しくはマッピング、又はこれらの動作に対する"逆ハッキング"）には適用されません。

10. 最終需要者が現在では ENC が適格である場合、古い ELA はどうなりますか？

- ・2016年9月20日の改正以前においては、Part740付則3にリストされた国以外の"政府系最終需要者"には輸出許可が必要でした。現在では、世界中（AT 規制国を除く）の"機微度の低い政府系最終需要者"には、ENC が適用できません。現在 ENC が適用できるこれらの最終需要者に対して以前提出された輸出許可は、BIS にさらなる提出を行わなくても ENC を使用することができますこれらの輸出は、半年毎の販売報告の輸出許可条件の対象でした。半年毎の販売報告は、ENC 740.17(e)により、これらの輸出に対して依然として存続しています。

11. なぜ、既得権徐行は削除されたのですか？

- ・もはや既得権条項は必要としません。2016年9月20日の規則で、暗号登録及び輸出者が BIS から品目に対する CCATS を取得した場合の自己番号分類報告についての要求事項を削除しました。その結果として、2010年6月25日以前に発行された CCATS は、その品目の暗号機能に変更されていない限り、暗号登録の提出又は自己番号分類報告がなくても、依然として有効です。

12. 研究所を持っている大学は、機微度の低い又は機微度のより高い政府系最終需要者リストに指定されていますか？

- ・政府系研究機関が"機微度のより高い政府系最終需要者"であるのに対して、大学は"機微度の低い政府系最終需要者"になります。大学が政府系研究機関を持っている場合、BISは、その大学そのものへの輸出を、"機微度の低い政府系最終需要者"への輸出であるとみなします。大学構内の政府系研究機関への直接的な輸出、又は大学構内の政府系研究機関による使用のための輸出は、"機微度のより高い政府系最終需要者"への輸出とみなします。個々の取引がいかに関わるかについて確信が持てない場合、BIS に指導を求めてください。

13. 適用除外注釈 (j) は、シングルボードコンピュータ (SBC) に適用されますか？

- ・はい、適用されます。注(j)の 2.a 及び 2.b 項は、暗号がシングルボードコンピュータ(SBC)上のマスマーケット（カテゴリ5 パート 2 の注 3）プロセッサ（例えば、ハードウェアで加速された暗号プリミティブをもつプロセッサ）に（その内部に）暗号が集積化されている場合；又は暗号が 5D002 ではないオペレーティングシステム（例えば、マスマーケット OS）に（その内部に）集積化されている場合、その SBC に適用することができます。
- ・適用除外の注(j)の 2.c 項は、OAM に言及しています。OAM については上記の#8 を参照しなさい。

14. ドーマント（休眠）暗号についての改正前の適用除外注釈gは、どうなったのですか？

- ・ワッセナー2016年のルール以前は、5A002.aの注(g)において、暗号機能が使用できない製品又は"暗号有効化"によってのみ使用可能となる製品を除外していました。この適用除外注釈は5A002.aに移され、よりポジティブに記載されました。今回の改正では、5A002.aが、"その暗号能力が"暗号有効化"なしに使用可能であるか、すでに有効になっている"製品を規制すると書かれています。この変更は注釈(g)で除外されていた製品の範囲には影響しません。

15. カテゴリ5パート2の注4は、どうなったのですか？

- ・ドーマント（休眠）暗号の適用除外注釈と同様に、注4は5A002.aに移され、よりポジティブに記載されました。

カテゴリ5パート2で何が規制されないかを書く代わりに、今回の改正で5A002.aは、規制されるには、その品目は主たる機能として"情報セキュリティ"機能を有していなければならないか、デジタル通信又はネットワークシステムでなければならないか、或いはコンピュータであるか、若しくは、主たる機能として情報の記憶又は処理の機能を有するものでなければならないと明記しています。

この変更は注釈4の適用範囲には影響しません。

16. 私は改正前の5A002.a.1のもとでの番号分類を持っていますが、今回の改正では5A002.a.1は主たる機能として"情報セキュリティ"を有する品目に適用されます。私は新しい番号分類を入手する必要がありますか？

- いいえ、その必要はありません。5A002は読みやすくするために2017年に再構成されました。5A002.aに対する構成上の変更のために、BISは5A002.a.1の代わりに5A002.aのもとでの番号分類を発行しています。改正前の番号分類は、改正後において5A002.aのもとにあると理解できます。